

児童の権利保障について

元横浜市南部児童相談所長

高田 安治

1. 新聞記事に見る“棄児”の実態

(1) 棄児の今昔

2. 子どもの権利保障のあゆみ

(1) 児童観の変遷

(ア) 社会の負担としての児童

(イ) 労働力としての児童

(ウ) 未来の労働力・次代の国民としての児童

(エ) 権利主体としての児童

子どもを大人から一方的に保護される受動的な存在としてではなく、
能動的な存在としての規定

(2) 児童の権利とは

(ア) 受動的権利

(イ) 能動的権利

(3) 児童の権利条約へのあゆみ

(ア) 資料参照

(イ) 日本のあゆみ 先覚者から学ぶ

3. 児童虐待

(1) 定義

平成 2年 統計開始

平成 12年 児童虐待防止法制定・定義明文化（資料参照）

平成 16年 法改正

(2) 児童相談対応件数の増加原因

(ア) 家族・地域社会の変容による養育力の低下

核家族化・少子化・親の孤独感

(イ) 虐待の認識の広がり

定義・通告の拡大、直接ダイヤル「189」の設置

(3) 児童虐待相談対応別状況

令和3年度児童虐待相談対応の内訳（相談件数 207,660件）

児童養護施設	乳児院	里親委託等	その他施設	計
2,360件	685件	617件	759件	4,421件

4. 施設内虐待 児童福祉法47条・児童福祉施設長親権

(1) 施設等に入所している子どものうち、被虐待経験の割合

里親	児童養護施設	児童心理治療施設	乳児院	児童自立支援施設	母子生活支援施設	ファミリーホーム
38.4%	65.6%	78.1%	40.9%	64.5%	57.7%	53.0%

(2) 被虐待児の特性

自己肯定感が低い、自尊感情が良くない

基本的信頼感の欠除、愛着障害

(3) 体罰のデメリット

- ・大人への不信感の増加
- ・「〇〇したら罰を受ける」「罰を受けるからしない」間違った行動基準
- ・面従腹背
- ・暴力の肯定になる

5. おわりに

子どもの権利保障のあゆみ

条約のキーワード

- 1.意見表明権
- 2.児童の最善の利益

1900年 エルソ・ケイ「児童の世紀」

初代会議

1909年に第1回が開催されて以来、児童福祉のための会議としてほぼ10年毎に開催され、戦後へと引き継がれた。福祉・保険・教育・労働・司法・宗教の専門家、また一般市民・政治家、さらには海外からの出席により、児童福祉の基本原理に関する声明を發表している。

家庭の重視と
子どもの個性
の尊重

1922年 独逸 (大正11年)

ドイツ「児童法」

1919年に制定されたワイマル憲法の下で、1922年に制定された。その第1条で、ドイツ人たる児童は、身体的・精神的かつ社会的に養育を受ける権利を有するという理念を掲げ、社会の養育責任を明示した。この主旨は、20世紀初期の児童福祉はいうまでもなく、児童保護の法制度すら確立していない状況にあって、新見地を示したものであり、世界の児童福祉の歴史上画期的なものであった。

1922年 イギリス (大正11年)

世界児童憲章草案

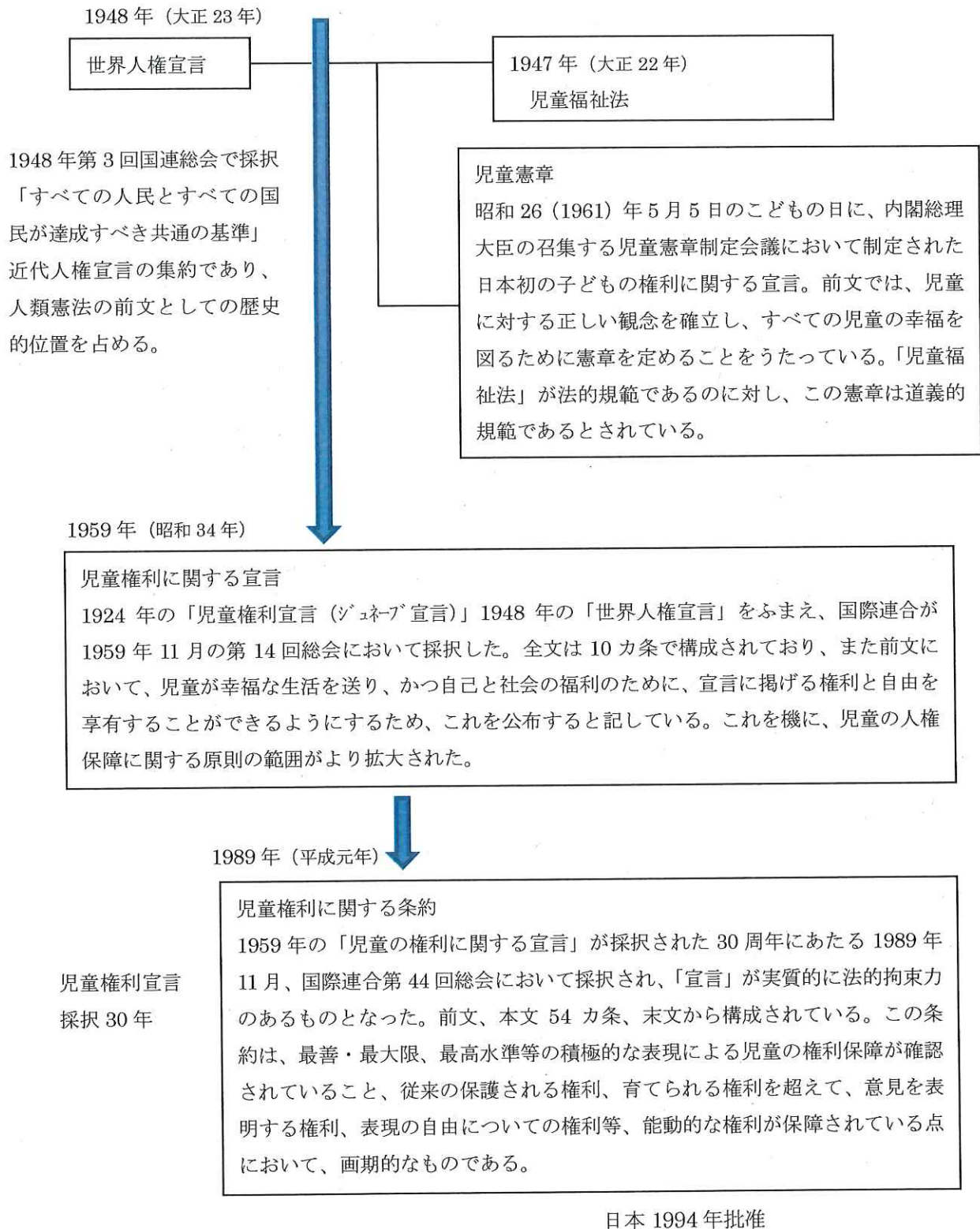
イギリスの児童救済基金団体(セーブ・ザ・チルドレン)の創設者であるジェフ女史が、1822年にこの団体が国際的な組織に拡大した際に、児童の権利を保障するための具体的な事項をまとめ、綱領として示したものである。その草案は、2年後に国際連盟で採択された児童権利宣言(ジュネーブ宣言)に引き継がれている。

1924年 (大正13年)

児童権利宣言(ジュネーブ宣言)

児童救済基金団が綱領として示した世界児童憲章草案を、1924年9月に国際連盟が第5回総会において採択した世界初の児童権利宣言である。全文は、心身の正常な発達保障・要保護児童児への援助、危機時の児童最優先援助、自活支援・搾取からの保護、児童の育成目標の5項目の原則で構成されている。その際、一般にジュネーブ宣言として知られる児童権利宣言であること、連盟加盟国が児童福祉の業務遂行上の指針とすることが特に付記されている。

国際的機関(国際連盟)が採択した世界初の宣言児童は危難の際には最初に救済受ける者でなければならぬ。

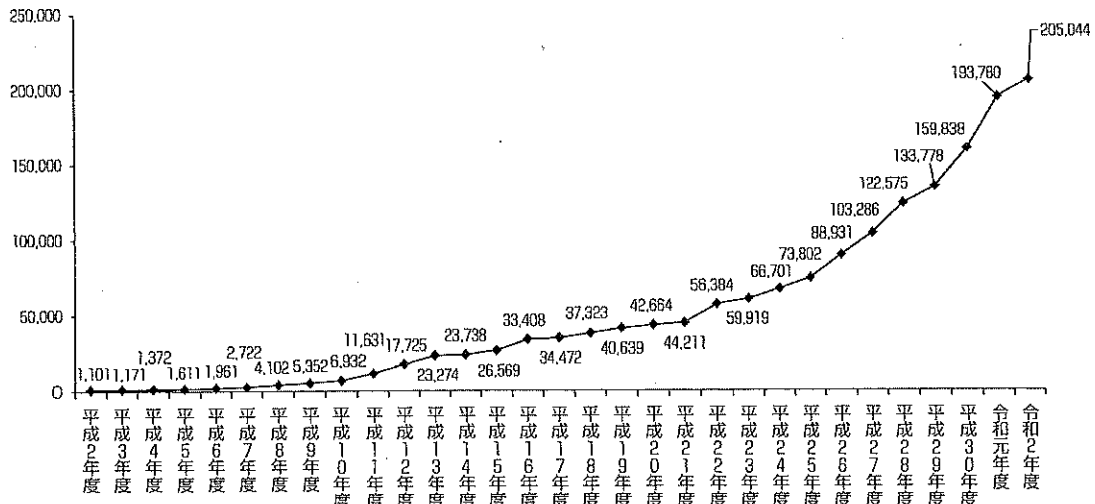


児童虐待の定義と具体例

	児童虐待防止法の定義	具体例
身体的虐待 2条の1	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待 2条の2	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト 2条の3	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、自宅に出入りする第三者が虐待行為をすることを放置する など
心理的虐待 2条の4	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で配偶者に対して暴力をふるう（DV）、子どものきょうだいに虐待行為を行うなど

出典) 厚生労働省ウェブサイト「児童虐待の定義と現状」をもとに筆者作成。

児童相談所における児童虐待相談対応件数

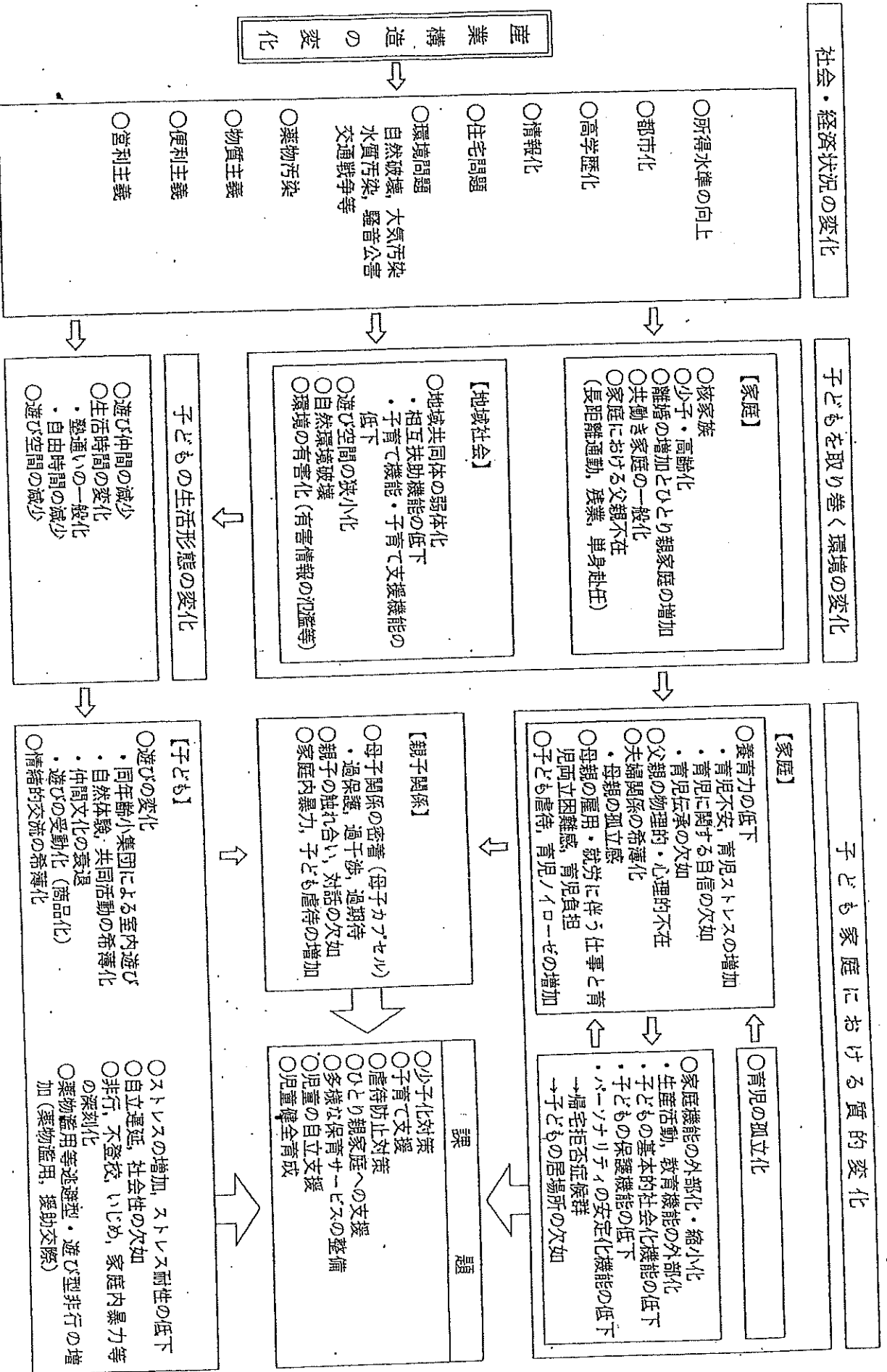


注 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

出典) 厚生労働省ウェブサイト「令和2年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数」p.1.

資料 3 現代社会と子ども家庭

1. 子ども家庭を取り巻く環境の変化



児童福祉施設(12種別)

施設名 (該当条文)	対象	援助の方法・内容
助産施設 (36条)	保健上必要があるが、経済的理由により入院助産を受け入れられない妊産婦	入所させて助産を受けさせる
乳児院 (37条)	乳児(特に必要がある場合は幼児を含む)	入院させて養育し、あわせて退院児について相談その他の援助を行う
母子生活支援施設 (38条)	配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子とその監護すべき児童	入所させて保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所者の相談その他の援助を行う
保育所 (39条)	保育に欠ける乳児又は幼児(特に必要があるときはその他の児童)	日日保護者の委託を受けて保育する
児童厚生施設 (40条)	児童	健全な遊びを与えて、健康を増進し、情操を豊かにする(児童遊園、児童館等)
児童養護施設 (41条)	保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童(特に必要のある場合以外は乳児を除く)	入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う
知的障害児施設 (42条)	知的障害のある児童	入所させて保護し、または治療するとともに独立自活に必要な知識技能を与える
知的障害児通園施設 (43条)	知的障害のある児童	日々保護者の下から通わせて、保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える
盲ろうあ児施設 (43条の2)	盲児(強度の弱視児を含む)、またはろうあ児(強度の難聴児を含む)	入所させて保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする
肢体不自由児施設 (43条の3)	肢体不自由のある児童	治療するとともに独立自活に必要な知識技能を与える
重症心身障害児施設 (43条の4)	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童	入所させて保護するとともに治療および日常生活の指導をする
児童心理治療施設 (43条の5)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行う
児童自立支援施設 (44条)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う
児童家庭支援センター (44条の2)	地域の家庭その他	地域の児童の福祉に関する問題につき相談に応じ、助言を行う 児童相談所や都道府県の委託をうけて要保護児童等への指導を行う(法26条、27条) 児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行う

幼保連携型
認定こども園
(39条2項)

※平成25年
障害者総合支援法に
基づき施設体系を
再編成・一元化

障害児入所施設
(42条)

福祉型 障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護・日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設
医療型 障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護・日常生活の指導・独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設
福祉型 児童発達支援センター	障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導・独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設
医療型 児童発達支援センター	障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行う施設

児童発達支援
センター
(43条)